

「行政訴訟と要件事実・講演会」を開催しました。

令和3年11月27日（土）創価大学において、法科大学院要件事実教育研究所主催による「行政訴訟と要件事実・講演会」が開催されました。本研究会では、高木光京都大学名誉教授、村上裕章教授、河村浩裁判官を講師としてお迎えし、行政訴訟に関する諸問題について要件事実論的視点から講演が行われました。また、コメンテーターとして、岩橋健定弁護士、山田洋教授からコメントがなされ、それらを踏まえて質疑応答も行われました。

開会の挨拶 尹龍澤 創価大学法科大学院教授

本日の進行予定説明 田村伸子 法科大学院要件事実教育研究所長

講演1 高木 光 京都大学名誉教授

「行政関係訴訟における要件事実論の意義」

講演2 村上裕章 成城大学教授

「情報公開訴訟における要件事実と立証責任」

講演3 河村 浩 東京高等裁判所裁判官

「行政法各論から要件事実論（立証責任の分配基準）を考える」

コメント1 岩橋健定 弁護士（第一東京弁護士会）

コメント2 山田 洋 獨協大学教授

質疑応答

閉会の挨拶 島田新一郎 創価大学法科大学院研究科長

総合司会 田村伸子

なお、この講演会の内容は、2022年3月日本評論社より公刊されます。